

令和3年第12回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月8日(水) 午後2時～午後3時30分
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第72号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第73号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第74号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第75号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第76号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第77号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第78号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎	高志
農地係長	中田	賢治
農地係副主査	小林	康史
農地係副主査	槻木	昇平
振興係長	田中	恭子
振興係副主査	山崎	友美
振興係職員	吉本	彰也
浜玉分室職員	前田	美穂
巖木分室職員	栗原	和成
相知分室係長	藤田	直樹
北波多分室職員	鬼塚	勝臣
肥前分室職員	柴田	大地
鎮西分室職員	末武	拓也
呼子分室職員	荒金	知美
七山分室職員	金丸	翔

7. 審議の内容

事務局長	それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) ただいまより令和3年第12回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号5番宮原敏久委員、議席番号6番山添明委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第72号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第74号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第75号農地法第3条の規定による許可申請について5件、議案第76号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について27件、議案第77号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について3件、議案第78号空き家等に付随した特例農地の指定申請について1件、計7議案47件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は

省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認をお願いいたします。

議長 　　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第72号から第78号までの7議案47件であります。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば、随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第72号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　　はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番、上段に記載しているのが変更前、下段に記載しているのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は230平方メートルです。現況は、住宅用地になっております。この案件は、平成12年6月29日付けで建売分譲住宅の転用許可を受けておりましたが、分譲地の残地1区画が電気通信事業の中継局への譲渡契約の成立に伴い、計画変更申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1から2ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、3ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、4ページのとおりです。

白津知範委員
(農地利用最適化推進委員)

ます。

浜玉4区の白津です。12月4日に現地確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇〇のちょうど入口の所であります。既に宅地申請が終わられ、事業者の計画変更ということで、東部調査会では問題ないということで皆さんの同意を受けております。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、議案第73号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で681.60平方メートルです。現況は保全管理地になっております。目的は宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の5ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、6ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、7ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年2月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行い、区画ごとにコンクリートブロックを新設、敷地内に道路を設置して、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路の側溝から北側の道路側溝へ流し、汚水も新設道路内に設置する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大津禎規委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津1区の大津と申します。12月4日、東部調査会にて現地確認いたしましたところ、特に問題はございませんでした。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,547平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の8ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、9ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、10ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、法定外公共物(水路)占有および改築申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1メートルの盛土を行い、敷地周囲はコンクリートブロック

を新設し、南、東側水路は法面を張りコンクリートで保護し、敷地内に道路を設置し、南および東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して南側および東側水路に放流、汚水は南および東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

柴田誠委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津2区の柴田です。12月4日、現地に確認に行きまして、異議なしということでございましたので、審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号3番を議題と

します。この件につきましては、唐津2区柴田誠推進委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって柴田推進委員の退席を求めます。

【柴田推進委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の3ページ、整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田15筆、面積は合計で7,580平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の11ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、12ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、13ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の融資証明および預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年1月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発許可申請、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、法定外公共物（水路）占用、（道路・水路）改築申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.3メートルの盛土を行い、整地し、西および南側はL型擁壁を設置して土留めを行い、北、東側はコンクリートブロックを新設、北およ

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで柴田推進委員の入室を許可します。

【柴田推進委員入室】

柴田推進委員にお知らせいたします。議案集3ページ、整理番号3番につきましては、原案どおり可決をいたしましたのでお知らせをいたします。次に議案集4ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の4ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,639平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、農家住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の14ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、15ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、16ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年2月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大5.6メートルの盛土、1メートルの切土を行い、整地し、東、南側は擁

壁を設置、西側にコンクリートブロックを新設し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して南側水路へ流し、汚水は北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。唐津5区の青木です。12月3日に現地を確認しに行きましたところ、周辺にも家が建っており、調査の結果、何も問題なかったことをここに報告いたします。審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号5番を議題と

農地係長

します。それでは事務局に概要を説明させます。

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,062平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の17ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、18ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、19ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの切土を行い、北、南側にはコンクリートブロックを新設し、東側はL型擁壁を設置し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して西側の道路側溝へ放流、汚水は西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長、土木区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員
(農地利用最適化推進委員)

浜玉4区の白津です。12月の4日に、東部調査会で現地確認をいたしました。当地は3区画ありまして、一番上の所に〇〇〇〇〇ができており、真ん中の所には借家が既に建っております。ということで、問題ないということでここに報告をいたします。審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で2,405平方メートルです。現況は、資材置場になっております。目的は、貸資材置

場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の20ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、21ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、22ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、昭和50年頃から〇〇の〇〇業の資材置場へ利用されており、そのことについての始末書が添付されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

秀島崇委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。南部調査会厳木1区の秀島です。本件につきましては、ただいま事務局のほうから説明があったとおりでございます。12月3日に南部調査会に現地確認の調査を実施して

いただきました。先ほど説明のとおり、昭和50年頃から資材置場として利用がされており、始末書についても添付されているということでありました。確認の結果、周辺の農地等もごございますけれども、荒廃した農地が多く、特に問題はないということでありまして、農地として戻る状況でもありませんので、やむを得ないのではないかという判断でございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の5ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は560平方メートルです。現況は一部は雑種地、休耕地となっております。目的は、宅地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の23ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、24ページの字図をご

覧ください。土地利用計画は、25ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知が添付されています。一部コンクリート敷き済みで、譲渡人からそのことについての始末書が添付されています。

転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチメートルの盛土を行い、東、西、南側は既存コンクリートブロックを利用し、北側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで、自然地下浸透および越流分は西側宅地側の既存道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

酒井ルリ子委員
(農地利用最適化推進委員)

鎮西2区担当の酒井です。12月6日に現地調査を行いました。申請地区は、〇〇〇から〇〇に向かう〇〇途中の左側にあり、去年の〇〇〇の総会で4条申請があった所の隣の土

地になります。平成より前から〇〇〇として舗装されており、隣接する農地にも、特に周りには影響はないだろうということで、現地調査の中では特に問題はないという意見となりました。皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 5 ページ、整理番号 8 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、原野 1 筆、面積は合計で 4 4 4 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写し

が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。12月6日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。当場所は、〇〇〇〇〇から少し山手のほうに入った所にあります。周りに少し家が点々としておりますが、農地としては、道路を進んだ南側のほうにありますが、当地区のほうですね、高地になっておりますので、農地に対しての被害等は別にはないと思います。雨と排水等も既存のまま大丈夫だと思っております。別に特別その日に意見等出ませんでしたので、皆さん方の審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第74号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の6ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は2,465平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の29ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可がいることを知らずに、平成元年頃、〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
す。

黒木浩委員
(農地利用最適化推進委員)

相知2区の黒木です。12月3日に南部調査会で現地調査を実施しました。現地は〇〇〇〇の〇〇付近であります。周囲もほとんど植林されており、特に問題はないということでした。審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,410平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の30ペー

ジをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可があることを知らずに、平成元年頃、〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

黒木浩委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。相知2区の黒木です。これは1番の隣接地になります。1番同様12月3日に南部調査会で現地調査を実施いたしまして、特に問題はないということでした。審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第75号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号5番までの5件について、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が4件、使用貸借権の設定に関する案件が1件の合計5件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩といたしたいと思います。3時5分に再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

14時50分 休憩

15時05分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案集8ページ、議案第76号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明の前に、議案の訂正のほうをお願いいたします。(訂正内容の詳細)…訂正をお願いいたします。

改めまして説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

それではお目通しをいただきたいと思います。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページをお開きいただきたいと思います。議案第76号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集14ページ、整理番号26番までの26件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で78,836.85平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集15ページ、議案第77号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から整理番号3番までの3件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらずに、受け手に権利の設定がなされます。これは農地中間管理事業の

推進に関する法律の見直しにおいて、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は合計で2,866平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第78号空き家等に付随した特例農地の指定申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の16ページをご覧ください。農地法第3条では、5,000平米以上耕作しないと農地を取得することができないと決まっています。しかし、唐津市農業委員会で

は、空き家バンクに登録されている空き家に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるようしておりますので、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を作っております。

整理番号1番、農地は〇〇〇〇〇にある田1筆、畑1筆の合計2筆です。面積は1,475平方メートルです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。令和3年7月に同じ申請者から既に特例農地の指定をした農地があります。今回申請された農地も、空き家からいずれも約100メートル圏内の所にあり、徒歩3分以内で容易に耕作できる距離にあります。資料図1の畑は、現に耕作の目的に供されていない農地であります。資料図2の田は、現に周辺の農地の耕作者が維持管理をしている農地であるが、権利設定はされておらず、将来的な営農が不確定な状態にあります。どちらも買い手がつかなければ、今後の農作物の栽培が行われる見込みがない農地です。11月29日月曜日に、担当地区委員および事務局員で現地を確認しています。空き家バンクについては、令和3年4月7日に登録されています。このことから判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして議案第72号1件、議案第73号8件、議案第74号2件、議案第75号5件、議案第76号27件、議案第77号3件、議案第78号1件、計7議案47件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆様方には長時間のご審議誠にありがとうございました。